

後見支援預金特約規定

後見支援預金は、以下の規定により取り扱います。なお、本特約規定（以下「特約」という）は普通預金規定（以下「規定」という）に優先し、特約に定めのないものは規定に準じます。

第1条（利用対象者）

家庭裁判所より「指示書」の交付を受けた者とします。

第2条（取扱店の限定）

預け入れ以外の取引は、口座取引店のみを窓口として取扱いいたします。

第3条（取引の方法）

預け入れ以外の取引は「指示書」に基づき取扱うものとし、当金庫所定の手続申込書に届出の印章を押印して通帳とともに提出してください。

第4条（自動支払い）

この預金口座からは、各種料金等の自動支払いをすることはできません。

第5条（キャッシュカードの取扱い）

本預金には、キャッシュカードの発行はいたしません。

第6条（死亡時等の取扱い）

被後見人が死亡した場合や未成年被後見人が成年に達した場合等、法定後見制度の適用外となった場合は、本預金の解約要件となり、家庭裁判所の「指示書」によらず相続手続きあるいは口座解約手続等が必要となります。

第7条（適用条項）

この特約および規定に定めのない事項が発生した場合は、当金庫と協議のうえ決定します。

第8条（特約の変更）

(1) 当金庫は本取引の各条項その他の条件について民法548条の4の規定により、次の場合に本特約を変更できるものとします。

- ① お客様の一般の利益に適合する場合
- ② 前号の場合を除き、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合

(2) 本特約の変更は、変更後の特約の内容および効力発生日をホームページその他適当な方法で周知し、効力発生日から変更後の本特約の効力が発生するものとします。

(3) 第1項2号による変更の場合、前項の周知時と効力発生日の間には1か月以上の相当な期間を置くものとします。

以上

2020年4月1日現在